

平成 2 4 年 第 1 1 回
足 立 区 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 平成 2 4 年 1 1 月 5 日 月曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議 事 日 程	頁
日程第 1 第 5 1 号議案 足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則 1
日程第 2 第 5 2 号議案 足立区教育委員会傍聴人規則 4
日程第 3 第 5 3 号議案 足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	... 1 3
日程第 4 第 5 4 号議案 足立区子ども支援センターげんき条例施行規則	... 1 6
日程第 5 第 5 5 号議案 足立区青少年委員の委嘱について	... 2 7
日程第 6 第 5 6 号議案 足立区教育委員会委員長職務代理者の選任について	
2 報 告 事 項	
足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について 《中村 学校適正配置担当課長》	... 2 9
旧新田小学校校舎の解体に伴う土壌汚染調査の進捗状況について 《大山 学校施設課長》	... 3 1
通学路緊急合同点検の実施結果について 《渡邊 学務課長》	... 3 4
学校選択制度に関するアンケート集計結果について 《渡邊 学務課長》	... 3 5
学校事故報告について(平成 2 4 年 1 0 月分) 《宮澤 教育指導室長》	... 3 6
3 その他報告資料	
「おいしい給食&食育フェスタ」開催の結果報告について [おいしい給食担当課]	... 3 8

「足立オールおいしい給食デー」について	[おいしい給食担当課] ... 3 9
「小松菜給食の日」について	[おいしい給食担当課] ... 4 0
「子育てなびフェスタ」の開催について	[子ども家庭課] ... 4 1
行事実施結果・行事実施予定	[青少年課] ... 4 2
行事実施結果・行事実施予定	[生涯学習振興公社] ... 4 6

平成24年11月5日

足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

委員長 ただいまから本年第 1 1 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

委員長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に青木委員、小川委員をご指名させていただきますので、よろしく願います。

委員長 それでは、これより議事日程に入ります。

日程第 1、第 5 1 号議案並びに日程第 2、第 5 2 号議案につきまして関連のある議案でありますので一括して議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第 1、第 5 1 号議案 足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則、日程第 2、第 5 2 号議案 足立区教育委員会傍聴人規則。

以上。

委員長 第 5 1 号議案並びに第 5 2 号議案につきまして、鈴木学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

学校教育部長 それでは、議案説明資料、2 ページをお開きいただきたいと思います。

件名は記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、教育委員会会議の

傍聴に関する手続の見直しに伴いまして、規定を整備する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、傍聴受付の延長ということでございます。これまでの事前手続の規定を改めまして、会議開始後も手続を可能とするものでございます。

施行年月日は公布の日から施行するものでございます。

3 ページに改正前と改正後の新旧対照表をつけさせていただきます。

次に、9 ページをお開きいただきたいと思います。第 5 2 号議案の説明でございます。

足立区教育委員会傍聴人規則の改正でございます。

改正の理由でございますが、傍聴人規則の全部を今回改正するものでございます。主な改正の内容でございますが、2 の(1)から(5)まで記載のとおりでございます。区の内部では透明度が高く、参考になるということで区議会の傍聴規則、この規定を踏まえつつ今回全部見直しを行ったものでございます。

施行年月日は公布の日からでございます。

なお、1 0 ページから改正前と改正後の対照表をつけさせていただきますので、後ほどごらんいただければと思います。

私からは以上です。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 5 1 号議案並びに 5 2 号議案についてご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

花岡委員。

花岡委員 今、部長のほうから話があったとおり公開原則で透明性を高めるという意味で、また教育委員会を知ってもらいたいということで賛成し

たいと思います。

委員長 青木委員。

青木委員 補足いたします。これにつきましては議会からも、委員会開議後も傍聴の受け付けを行えるよう、より多くの区民の皆さんにこの委員会というものを知っていただくための改善をすべきではないか、こういったご意見をいただきました。それを踏まえ、今回改正案を提出案させていただきましたところでは、

委員長 小川委員。

小川委員 会議規則の今回の改正については異論ありません。傍聴人が傍聴しやすいように規則改正するとともに、より多くの方が、傍聴できるように、会議の工夫をすることが、必要と考えております。

教育委員会には、行政実務の執行に関する部分を審議して採択するという、実務的な面があります。これについては、教育委員会が持っている権限や教育委員会の性質上、粛々と行わなければならないと考えます。

しかし、もう一方、足立の教育の現状がどうなっているのか。足立区ではどのような取り組みをしているのか。その取り組みは、どういう段階にあって、どのような課題があるのか。そのような、プロセスを保護者の方や、地域の方々に発信することも必要だと思うのです。

保護者の方にとって、行政実務の執行にかかわる案件の議論というのは、強い関心を持つことは中々出来ないと思います。

保護者の方や、地域の方に、足立の教育委員会はこうなっていて、このような議論がされているのだと、知っていただけるような会議運営を、今後は工夫してみたいかと思いますが、

今、教育委員協議会が月に2回開かれておりますが、協議会では、活発でストレートな意見交換

が出来ております。協議会是非公開ですが、今後はある程度公開し、可能であれば傍聴の方々と意見交換するような工夫もあっていいと思います。

私が調べたところによりますと、教育委員会定例会に、地域の教育関係団体の方においでいただき、ディスカッションをしている自治体もあります。また、中野区では教育委員協議会は公開しています。

教育委員会のひとつの大きな役割として、地域や保護者の方が、教育に対し関心を持てるように喚起することがあると思います。また、地域のさまざまなニーズを教育委員会の会議に反映させることも非常に重要かと思えます。

そのような取り組みがあつてこそ、今回の規則改正は意味を持つと思います。今後の課題かと思いますが、そのようなことも視野に入れながら会議運営を進めていただきたいと思います。

委員長 わかりました。よろしいでしょうか。

学校教育部長。

学校教育部長 小川委員ご指摘の点については、今後、内部で検討させていただきたいと思っております。

これまでも、足立の教育ビジョンについては、前回初めて策定した際は、全ての児童・生徒のご自宅に届くようにということで八折判にして、小・中学生がいる全ての世帯にお配りしました。

また、一昨年だと記憶していますが、開かれた学校づくり協議会の会長意見交換会の開催が、年1回では少ないというお声をいただいて、年2回に増やし、議論の場にしております。

また、開かれた学校づくり協議会や、コミュニティスクールを通じて、保護者の皆様方に、子どもたちの学力・体力、あるいは食育等も含めて、ご意見をいただこうという取り組みはしてきているところではございますが、本日いただいた、教

育委員協議会の公開につきましては、中野区の実態も十分調査させていただき、段階的になるうかとは思いますが、前向きに検討させていただきたいと考えます。

委員長 ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

では、ほかにないようですので、意見なしと認めこれより第51号議案 足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則並びに第52号議案 足立区教育委員会傍聴人規則を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第3、第53号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第3、第53号議案 足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

委員長 第53号議案について、鈴木学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

学校教育部長 それでは、14ページをお開きいただきたいと思えます。

件名は、足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則でございます。

改正の理由でございますが、千寿第五小学校と五反野小学校の統合に合わせまして、小学校の通学区域の変更を図るため規則を改正するものでございます。

表をごらんいただきたいと思います。区域でございますが、足立一丁目1番から30番、足立四丁目全域、これにつきましては現在千寿第五小学校の学区域でございますが、新しく足立小学校の学区域となるものでございます。

また、足立一丁目31番から39番、足立二丁目全域、足立三丁目全域につきましては、現在五反野小学校の学区域でございますが、新しく足立小学校の学区域とするものでございます。

3点目でございますが、梅田一丁目全域、梅田三丁目1番から8番につきましては、現在、千寿第五小学校の学区域でございますが、梅島第二小学校の学区域と変更するものでございます。

施行年月日は平成25年4月1日からの施行を予定してございます。

なお、15ページに簡単な地図をつけさせていただいてございます。黒で塗りつぶされているところが梅島第二小学校の学区域になるところでございます。それ以外は国道4号線を挟んで右側がこれからの足立小学校の学区域という記載でございます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第53号議案について、ご質問、ご意見がありましたら委員のご発言をお願いいたします。よろしいですか。

小川委員。

小川委員 質問ですが、通学区の決定の手続というのはどういう手順でやられるのですか。

例えば今回の場合は、千寿第五小学校から梅島第二小学校へ変更するという場合は、対象の地域の方々に、事前説明をしてご了解いただいているのでしょうか。

委員長 学校適正配置担当課長。

学校適正配置担当課長 今回の規則改正は学務課

が提出したものでございますが、統廃合にかかわることですので、私からお答えいたします。

学区の変更につきましては、基本的には統廃合を前提として行うルールでやってきたところでございます。

足立小学校の学校設置条例が、平成24年第3回足立区議会定例会で、24日に議決され、条例が成立いたしました。それに伴いまして学区を変更する必要があるため、規則改正の議案を提出いたしました。

地域の皆様、あるいは保護者の皆様につきましては、統廃合の保護者説明会におきましてご説明しております。また、梅島第二小学校につきましては、来年度の新生、入学予定者の学校説明会におきまして、ご説明いたしました。

また、学区変更に伴います、各校の来年度の新生受け入れ可能人数を、ホームページに掲載し周知しているところでございます。

委員長 よろしいですか。

小川委員 わかりました。

委員長 学校教育部長。

学校教育部長 補足いたします。原則として統廃合のときに学区を見直すというのは、学校適正配置担当課長が申し上げたとおりです。

ただ、例外的には、区画整理事業等で大幅に学校の位置が変わるような場合には、学区の検証、検討をした上で、必要があれば必要な修正をし、地域の方々に説明をしてご了解を得たうえで変更する場合もございます。念のため補足させていただきます。

委員長 学区変更した場合は、当該学校の受け入れ人数というのは当然変更になると思いますが、保護者への説明はなされているのでしょうか。

学務課長。

学務課長 先ほど学校適正配置担当課長からご説

明申し上げましたように、説明会において、ご説明させていただいております。

また、受け入れ可能人数でございますが、具体的な人数を申し上げますと、梅島第二小学校は24年度は48名の入学でしたが、25年度につきましては65名を見込んでおります。クラス数については変化はございません。

以上でございます。

委員長 わかりました。

ほかにはございますか。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第53号議案 足立区立小学校及び中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第4、第54号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第4、第54号議案 足立区子ども支援センターげんき条例施行規則。

以上。

委員長 第54号議案について、村岡子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

子ども家庭部長 第54号議案でございます。初めに資料の差しかえをさせていただきたいと思っております。資料の18ページをおあけいただきたいと思っております。

第7条のところでございますが、条文の項目名、「使用料の還付」という記載が漏れてございましたので、机上に配付させていただいたところでご

ざいます。よろしくお願いたします。

それでは、資料の26ページをおあけいただきたいと思ひます。

件名は、足立区こども支援センターげんき条例施行規則でございます。

制定の理由でございますが、教育相談センターとこども家庭支援センターの統合によりまして、こども支援センターげんきを開設するにあたり、規定を整備するためでございます。

主な内容でございますが、1点目は休業日でございます。日曜日、休日、12月29日から1月3日まで。なお、現在の旧相談センターは土曜日も休業しておりますが、こども家庭支援センターが土曜日開館しておりますので、それに合わせて土曜日を開館することといたします。

次に、利用時間でございます。午前8時30分から午後5時15分まででございます。

施設貸出でございますが、対象は研修室3室を対象としております。12月29日から1月3日までを除く全日でございます。平日、土曜日は午後5時30分から午後9時30分まで。日曜日、休日は午前9時から午後9時30分まででございます。

施行年月日は平成25年4月1日でございます。

今後でございますが、あだち広報、ホームページ等により区民に周知してまいります。

なお、規則の全文につきましては、16ページ以降に添付しておりますので、お目通しをいただければと思ひます。

以上でございます。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第54号議案について、ご質問、ご意見がありましたら委員のご発言をお願いします。

花岡委員。

花岡委員 施設の使用料を具体的に教えてください。また、教育相談センターの利用団体と、活動の内容について教えてください。

委員長 教育相談センター所長。

教育相談センター所長 使用料につきましては、50人規模の研修室を1日使うと6,000円、150人規模の研修室を1日使うと1万5,900円でございます。

次に、教育相談センターを利用している団体につきましては、土曜日、日曜日、夜間に関しましては、地域の趣味のサークルがほとんどでございます。また、教室開催などのご利用もございます。

委員長 よろしいでしょうか。

花岡委員。

花岡委員 利用頻度はいかがでしょうか。

委員長 教育相談センター所長。

教育相談センター所長 貸し出しの頻度としましては非常に低いものです。

委員長 花岡委員。

花岡委員 利用頻度が低いようでしたら、広報やホームページで積極的に周知し、もっと区民の方が利用出来るようにしていただけたらと思ひます。

委員長 子ども家庭部長。

子ども家庭部長 補足をさせていただきます。統合後でございますが、現在こども家庭支援センターが支援をしております、子育てのグループがございます。このグループも今後は、足立区こども支援センターげんきを利用することになります。

委員長 ほかにはございませんか。

(なし)

ないようですので、意見なしと認めこれより第54号議案 足立区こども支援センターげんき条

例施行規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第5、第55号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第5、第55号議案 足立区青少年委員の委嘱について。

以上。

委員長 第55号議案について、村岡子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

子ども家庭部長 それでは、資料の28ページをごらんください。

件名は記載のとおりでございます。

提案理由でございます。平成24年度、青少年対策第十地区委員会から推薦されました亀田小学校地区の委員の逝去に伴いまして、足立区青少年委員に関する規則の規定に基づき、後任の足立区青少年委員を委嘱するものでございます。

なお、任期につきましては、前委員の残任期間といたします。

被委嘱者は飯塚佳正でございます。

委嘱期間は平成24年11月5日から平成26年3月31日まででございます。

なお、飯塚氏の経歴を簡単に口頭でご説明いたします。平成20年度、21年度の2年間、亀田小学校のPTA会長を務めております。また、その後も子ども会活動及び町会活動に積極的に参加されていることから、青少年委員にふさわしいと考えております。

今後の方針でございます。11月8日開催予定の青少年委員会定例会におきまして委嘱状を授

与する予定でございます。

以上でございます。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第55号議案について、ご質問、ご意見がありましたら委員のご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

(なし)

ないようですので、意見なしと認めこれより第55号議案 足立区青少年委員の委嘱についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

委員長職務代理者につきましては、和田委員が務めていらっしゃいましたが、任期満了のため、平成24年10月31日をもって教育委員を退任されました。

このため、新たに委員長職務代理者の選任をいたしたく日程第6、第56号議案 足立区教育委員会委員長職務代理者の選任についてを議題といたします。

足立区教育委員会会議規則第8条の規定により委員長選任の規定を準用し、委員長職務代理者の指定の方法は選挙と指名推薦の方法があります。いずれの方法で行うかお諮りしたいと思います。

花岡委員。

花岡委員 指名推薦でよいのではないかと思います。

委員長 指名推薦でよいというご発言がありましたので、指名推薦でよろしいでしょうか。

(なし)

それでは、委員長職務代理者にはどなたを推薦

いたしますか、お伺いします。

花岡委員。

花岡委員 お忙しいと思うのですが、小川委員にをお願いしたいと思います。

委員長 ただいま委員長職務代理者には小川正人委員をお願いしたい旨のご発言がありましたが、委員長職務代理者に小川正人委員を指名することについて意見がありましたらお伺いいたします。

(なし)

それでは、本日、平成24年11月5日から足立区教育委員会委員長職務代理者に小川正人委員を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって平成24年11月5日より足立区教育委員会委員長職務代理者に小川正人委員が指名されました。よろしくお伺いいたします。

なお、小川委員には定例会の最後にご挨拶をいただきたいと思っております。

それでは、続いて報告事項に入ります。初めに、中村学校適正配置担当課長、お願いいたします。

学校適正配置担当課長。

学校適正配置担当課長 それでは、29ページをお開きください。

件名は記載のとおりでございます。1番でございます。(1)主な説明の機会ということで、前回10月にご報告した以降の今後の日程、また実績をご報告してございます。16日には、千寿第五小学校におきまして、足立小学校の入学予定者向けの説明会を、また19日につきましては、梅島第二小学校の入学予定者の説明会を行いました。

また、今後でございますが、11月10日に、両校の保護者説明会を実施する予定でございます。

す。また、11月13日には中高層条例に基づく近隣説明会を実施する予定でございます。

(2)でございます。説明内容でございますが、統合のスケジュールのご説明を申し上げました。また、学区の一部変更についても説明いたしました。また、足立小学校という校名で条例改正の手続きを進めていることを、ご説明を申し上げたところでございます。

(2)の の主な意見でございます。兄弟関係の優先をしてもらえないかという指摘がございました。また、統合後の学校のクラス数は何クラスになるか等の質問もございました。

それに対しまして、兄弟関係が続く場合にはその優先をさせていただくということと、来年度の受け入れ可能数については100名、3クラスになること。数年後には18クラスの適正規模になるとご説明をしております。

(3)でございます。30ページをごらんください。

梅島第二小学校の学区変更の説明会に、私どもと学務課が出席させていただき、ご説明申し上げました。国道4号線より西側を梅島第二小学校の学区に変更するということ等をご説明申し上げました。

主な意見の中では、通学班が小さい子どもだけなので心配だというご意見や、梅島第二小学校の耐震性についての質問がございました。

通学班につきましては、集合する際の合流地点の調整をまいりますということ、耐震工事は既に実施済みだということの説明をしたところでございます。

それ以外については記載のとおりでございます。

今後についてでございますが、児童の交流事業を可能な限り進めてまいります。

新校歌の作詞・作曲につきましても、内諾を得た状況でございますので、今後具体的な情報提供を、保護者・関係者の皆様にしていく予定でございます。

今後の方針でございますが、来年度の統合が円滑に迎えられるように関係者、保護者への説明と具体的な協議を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長 次に、 について、大山学校施設課長をお願いします。

学校施設課長。

学校施設課長 資料の31ページをごらんください。

件名につきましては記載のとおりでございます。

今年度、旧新田小学校解体の予算を成立させていただいているところでございますが、解体工事に先立ちまして土壌汚染対策法及び東京都の環境確保条例に従いまして、土壌汚染の調査を行いました。下記のとおり速報値の提出がございましたので報告するものでございます。

まず、1番、地歴調査の結果でございます。こちらは既に7月20日に東京都に報告済みでございますが、『創立40周年記念誌』におきまして、旧新田小学校設立当初について、「校庭に石炭殻をまいて整地をした」というような記載がございまして、土壌汚染の恐れがあるということが判明したところでございます。

調査内容でございます。32ページにございましておとり敷地全域の調査をいたしました。調査物質につきましては、カドミウム以下9物質について調査いたしました。これは東京都環境局との調整に基づくものでございます。

調査日につきましては記載のとおりでござい

ます。

結果でございます。10メートルごとに土壌汚染の状況を調査した結果を載せてございます。基準値を超えている箇所が表のとおりでございます。ひ素、ふっ素、ほう素、鉛という4物質について基準値を超えているということでございます。一番高いところでひ素が基準値の4倍となっております。

今回確認をされました汚染につきましては、建築物やダスト舗装等の下でございますので、汚染土壌の飛散による環境・健康への影響はないものと考えてございます。

今後の方針でございますが、条例に基づきまして適正な土壌汚染対策を実施してまいります。また、解体工事につきましては、汚染対策工事とあわせて全体スケジュールの調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

委員長 次に、 と について、渡邊学務課長をお願いします。

学務課長。

学務課長 34ページをごらんください。通学路緊急合同点検の実施結果についてご報告させていただきます。

本年4月以降、全国各地で相次いで発生した事故を受けまして、夏休みの期間を利用して教育委員会と学校、道路管理者及び警察の合同で点検を実施したものでございます。

対象とした学校は48校、点検箇所は128カ所でございます。また、その点検結果を踏まえまして4番に記載しましたように、ハード面での対策及びソフト面での対策を実施してまいります。

なお、今後の方針でございますが、ハード対策のうち、工事課分と学部課分につきましては年内に完了する予定でございます。

また、ソフト対策のうち交通安全教育の充実につきましては道路管理者、あるいは警察からの助言内容をもとにしまして、交通安全指導をより一層充実させていくことを考えております。

続きまして、35ページをごらんください。学校選択制度に関するアンケートの集計結果でございます。こちら、22年度から3カ年にわたって実施しているものでございます。ことしが3年目でございます。

アンケートの回収状況でございますが、小・中あわせて76.4%という状況でございました。

また、アンケートの結果でございますが、学校選択制度に賛成とお答えいただいた方が86%でございます。

学区内外の選択状況としましては、学区内外を選択した人数と学区外を選択した人数の割合は、約3対1となっております。しかし、中学生だけを見ますと、部活の関係かと思われませんが、学区外を選択者数が上昇しているという傾向がうかがえます。

今後の方針ですけれども、アンケートの集計結果を踏まえ、改善すべき点におきましては対応を図っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

委員長 次に、 について、宮澤教育指導室長をお願いします。

教育指導室長。

教育指導室長 資料の36ページをごらんください。私からは学校事故報告10月分について説明をさせていただきます。

まず、1の学校事故状況でございますが、管理下のものが小学校で4件、管理外のものが小学校で2件、合計6件ございました。

2の事故内容でございますが、交通事故は2件

です。帰宅後に赤信号の横断歩道を横断する際に車と接触し打撲を負ったものが1件、同じく帰宅後に、信号も横断歩道もない道路を横断しようとした際、車と接触し擦過傷及び打撲を負ったものが1件でございます。

授業中の事故につきましては、運動会の組み体操練習中にバランスを崩して落下し、上腕部骨折を負ったものが1件ございました。

休み時間等における事故につきましては、始業前に運動会の朝練習でハードルにつまずき手首を骨折したものが1件、休み時間中にサッカーをしていて児童同士が接触し鎖骨骨折をしたものが1件、同じく休み時間に前を見ずに走っていた子ども同士が接触し目の上を打撲したものが1件となっております。

3の各学校への事故防止の指導でございますが、交通事故につきましては引き続き正しい交通マナーの指導を行うとともに、保護者会等を通して、家庭への注意喚起を行うとともに、事故に遭わないよう指導を徹底するよう、学校に周知してまいります。

また、運動会の練習等では練習内容等を事前に十分確認し、施設、用具の点検、及び教員の配置を初め指導体制の再確認を行うよう指導してまいります。

休み時間につきましては、再度子どもたちに安全な遊び方を徹底し、ルールを守って遊ぶよう学校を指導してまいります。

最後に今後の方針でございますが、日没の時間も早くなってきておりますので、学区内の危険箇所や通学路の再点検を行うよう学校に伝え、事件・事故の未然防止に努めてまいります。

私からは以上でございます。

委員長 ただいま各関係所管から報告事項がありましたが、これらの件につきまして、各委員から

ご質疑、ご意見がありましたらご発言をお願いします。

小川委員。

小川委員 通学路緊急合同点検の実施結果についてお伺いします。安全点検をされ、その対応もしていただいたということでありがたく思っておりますが、今回の通学路の点検は、あくまで通学区域内の小学校71校のうちの48校だというふうにお聞きしています。

懸念されるのは、通学区域外から通う児童もいると思いますが、この子たちの通学路については点検されなかったのでしょうか。通学区域外からの子どもの通学路は、点検したところと重複する部分は、当然あるかと思うのですが、通学区域外から通う子どもは、いろいろなルートを通ってきますし、通学の距離も長くなりますので、カバー出来ていないところもあるのではないのでしょうか。

この点、どのようにお考えでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 今回点検しましたのは、学区域の中で定めている通学路の部分に着目して点検をいたしました。今、委員からのご指摘がございましたが、通学路に至るまでの細い道や、わき道も時間の許す限り点検し、分析いたしました。

また、毎年安全マップの点検を、それぞれの学校で行っております。

今年は通学路の危険箇所を絞り点検したところでございます。

小川委員 わかりました。

委員長 ほかにありませんか。

小川委員 続けて、もう一つよろしいでしょうか。

委員長 小川委員。

小川委員 学校選択制のアンケートの集計結果ですが、アンケートの方法について、少し工夫を加

えていただけないかなと思います。

毎年、アンケートのフォーマット、パターン、対象者が決まっています、従来の傾向を大きく変えるような結果というのは期待できないと思います。

学校選択制の成果を多角的に検証するには、今までのフォーマットだけでは、分析できない点もあると思います。学校選択の現状と成果と問題点を洗うためには、アンケートの項目や対象者を今までと変えることも必要ではないかと思えます。

この点につきましては、改めて時間をとっていただいて、率直な意見交換をさせていただきたいと思えます。

委員長 青木委員。

青木委員 この件につきましては、教育委員協議会で意見交換を始めたところですが、アンケート項目や、アンケートの取り方について、どのような点を変えていけば良いのか、ご意見をいただきたいと思えます。議会からも、若干ご意見をいただいておりますし、私も地域に出かけると、地域の健全育成団体や現場の方からご意見をいただくことがあります。そういった点を踏まえながら今後も意見交換を進めてまいりたいと考えております。

委員長 よろしいでしょうか。

小川委員 はい。

委員長 ほかにございますか。

花岡委員。

花岡委員 学校事故報告についてですが、骨折が非常に多いと思えます。今の子どもは骨が非常に弱くなっているの、是非、食育の中で教えていただくとありがたいと思えます。

委員長 教育指導室長。

教育指導室長 委員ご指摘のとおり、1つは栄養面からカルシウム不足により骨折しやすくなって

おります。また、受け身がとれない子どももおりますので、体育の授業で、倒れたときに身を守る受け身の指導を進めてまいります。

委員長 ほかにはございますか。

ないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

それでは、ここで小川委員よりご挨拶をいただきたいと思えます。小川委員、よろしく願います。

小川委員 4月から教育委員を務めさせていただき、足立区の教育のために最善の努力をしたいという気持ちは今でも変わりません。

職務代理者になり、そうした思いはより強くなりました。桑原委員長をしっかりとサポートして、教育委員会本来の役割や職務、また、期待されている取り組みができるよう力を尽くしたいと思っています。

今後とも事務局、教育長のご指導をいただければと思えます。よろしく願います。

委員長 ありがとうございます。今度ともどうぞよろしく願います。

委員長 それでは以上をもちまして、本年第11回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後3時50分閉会